

## ◎放射性同位元素等による放射線障害

### の防止に関する法律の一部を改正す

#### る法律

(平成二二年五月一〇日法律第三〇号)

#### 一、提案理由

(平成二二年三月二六日・衆議院文部科学委  
員会)

○川端国務大臣 このたび、政府から提出いたしました放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等を取り巻く状況の変化に対応するため、放射性同位元素によって汚染された物のうち放射能濃度の十分低いものの取り扱いに関する規定の整備、放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の取り扱いに関する規制の創設、放射性同位元素の使用の廃止等に伴う措置に係る規制の強化等の措置を講ずる必要が生じております。

この法律案は、このような観点から、放射性同位元素等によ

る放射線障害の防止に関する法律について所要の改正を行うものとしてあります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、放射能濃度についての確認等に関する制度の新設であります。放射性同位元素の使用の許可を受けた事業者等は、放射性同位元素等によって汚染された物に含まれる放射能濃度が、放射線による障害の防止のための措置が必要ないものとして文部科学省令で定める基準を超えないことについて、文部科学大臣または文部科学大臣の登録を受けた者の確認を受けることができることとし、その確認を受けた物は、放射性同位元素等によって汚染された物でないものとして取り扱うこととするものであります。

第二に、放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の取り扱いに関する規定の整備であります。放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物、いわゆる放射物の廃棄その他の取り扱いについて、放射性同位元素によって汚染された物と同様の規制を行うこととするものであります。

第三に、放射性同位元素の使用の許可の取り消し、使用の廃止等に伴う措置等に関する規定の整備であります。放射性同位

元素の使用の許可を取り消された事業者等は、放射性同位元素の廃棄その他の措置を講じようとするときは、あらかじめ、当該措置に関する計画を定め、文部科学大臣に届け出なければならないこととする等について定めるものであります。

第四に、放射性同位元素の譲り渡し等の制限の緩和であります。放射性同位元素の使用の許可を受けた事業者等に係る放射性同位元素の譲り渡し等の制限から、当該許可等に係る放射性同位元素の輸出を除外することとするものであります。

このほか、罰則の引き上げその他所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。よろしく申し上げます。

## 二、衆議院文部科学委員長報告〔平成二十二年四月一三日〕

○田中真紀子君 たいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等を取り巻く状況の変化に対応し、放射性同位元素によって汚染された

物のうち放射能濃度の十分低いものの取り扱いに関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は、

第一に、放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の廃棄等について、放射性同位元素によって汚染された物と同様の規制を行うこと、

第二に、許可取り消し使用者等は、使用の廃止の際には、あらかじめ、廃止措置計画を定め、文部科学大臣に届け出なければならぬこと、

第三に、許可使用者は、文部科学大臣等から文部科学省令で定める基準を超えないことについて確認を受けることができ、この確認を受けた物は、放射性同位元素によって汚染された物でないものとして取り扱うとすること  
などであります。

本案は、三月二十三日日本委員会に付託され、二十六日川端文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、三十一日に独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所等の視察を行いました。去る四月九日質疑を行い、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。  
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二二年四月九日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 政府は、クリアランス制度の導入について、適正な運用を図るため、事業者等への周知徹底を図ること。また、本制度に関して、広く国民の理解が得られるよう、その趣旨や内容についての広報に努めること。

二 文部科学省令に定める安全基準については、最新の技術や知見に基づき安全が確保されるよう適正に定めること。また、本制度の運用に当たっては、事業者等に対して十分な指導及び監督を行い、その厳格な運用がなされるよう万全を期すこと。

三 政府は、放射能濃度の測定及び評価結果の確認を行う登録濃度確認機関に対し、適正な業務実施が確保されるよう万全の措置をとること。

四 放射性同位元素の使用を廃止した者等が行う廃止措置については、廃止措置が確実に履行されるよう、政府は、廃止措置の履行の状況を十分に把握し、適切な指導を行うこと。

五 政府は、放射性同位元素等の使用等に関する安全規制について確実かつ円滑な実施を確保するため、新たな技術や施設などの状況を踏まえて、必要に応じ安全規制の見直しを図る

とともに、専門人材の育成及び安全規制体制の強化に一層努めること。

### 三、参議院文部科学委員長報告(平成二二年四月二八日)

○水落敏榮君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用等を取り巻く状況の変化に対応し、放射性同位元素によって汚染された物のうち、放射能濃度の十分低いものの取扱いに関する規定の整備、放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の取扱いに関する規制の創設、放射性同位元素の使用の廃止等に伴う措置に係る規制の強化等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、社団法人日本アイソトープ協会の廃棄物保管施設への視察を行うとともに、クリアランス制度における安全性の確保、同制度の国民への広報と関係者への周知徹底の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。  
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二三年四月二七日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について  
特段の配慮をすべきである。

一、クリアランス制度の導入に当たっては、その適正な運用を  
図るため、地方公共団体、事業者、産業廃棄物処理業者等へ  
の周知徹底を図ること。また、本制度に関して、広く国民の  
理解が得られるよう、その趣旨や内容についての広報に努め  
ること。

二、文部科学省令に定めるクリアランスレベルや測定・評価方  
法に係る基準については、最新の技術や知見に基づき安全が  
確保されるよう適正に定めること。

三、本制度の安全性と信頼性を確実に担保するため、廃棄物の  
保管・管理・搬出、処理等の状況を注視し、事業者、登録濃  
度確認機関、産業廃棄物処理業者等に対して十分な指導・監  
督を行うとともに、関係府省、地方公共団体等において緊密  
な連携を行うなど、その運用が厳格になされるよう万全を期  
すこと。

四、放射能濃度の測定・評価結果の確認を行う登録濃度確認機

関については、測定・評価能力の一層の向上など適正な業務  
実施が確保されるよう万全の措置をとること。

五、放射性同位元素の使用を廃止した事業者等が行う廃止措置  
については、廃止措置が確実に履行されるよう、その履行状  
況を十分に把握し、適切な指導を行うこと。

六、放射性同位元素等の使用等に関する安全規制については、  
確実かつ円滑な実施を確保するため、新たな技術開発や施設  
の大型化など状況の変化を踏まえて、必要に応じ速やかに、  
その見直しを図ること。また、放射性同位元素等は、今後  
も、医療、研究等の多様な分野で利用されていくことにかん  
がみ、専門人材の育成及び安全規制体制の強化に一層努める  
こと。

右決議する。